

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成19年7月18日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
堅田プライスプラザ  
大津市真野二丁目字下川原161-1ほか
- 2 提出された意見の概要  
大津市からの意見
  - (1) 周辺地域への対応について
    - ア 大規模小売店舗立地法指針を遵守するとともに、今後とも当該事業が周辺地域の生活環境に与える影響を継続して調査し、影響を及ぼす場合は、適切な対策について地域の住民と協議・協調しながら対応されることを指導されたい。
    - イ 早朝からの商品等搬出入および深夜までの営業が可能となることから、営業活動に伴い発生する騒音による周辺住民への影響が懸念されるため、騒音対策等について十分配慮するとともに、地域の住民や青少年・防犯団体と連携し、店舗周辺での巡回等を実施するなど青少年の健全育成についても十分配慮されるよう指導されたい。
  - (2) その他
    - 2月23日に開催された同店に関する地元説明会で地元住民等から質問のあった下記の意見等にも誠意を持って対応するよう事業者に対して指導されたい。
    - ア 営業時間、防犯、ガードマンの設置等について当時、協定書を交わしながら守られていなかった。
    - イ テナントである宝島については、早朝の午前4時から5時頃に家具の積み下ろし等で騒がしい。
    - ウ 若者の溜まり場となる恐れがあることから、営業時間終了後の駐車場はチェーン等により入れないようにしてほしい。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
    - 滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1新館2階
    - 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1東館3階
    - 大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
    - 大津市真野市民センター 大津市真野四丁目6-2
  - (2) 縦覧期間 平成19年7月18日から平成19年8月18日まで